

山鹿市保育所等入所基準指数表

【基本指数】

R6.4.1～

国の実施基準		両親の状況・同居の祖父母(65歳以下)等が児童の保育にあたれない場合を含む		実施 指数	採点結果		
類型	細 目	適 用			父	母	
保護者・同居親族の状況	居宅内・居宅外労働 (予定含む)	外勤・自営業・農業 (通勤時間を除く)	150時間以上	10			
			120時間以上150時間未満	8			
			80時間以上120時間未満	7			
			64時間以上80時間未満	6			
			64時間未満	不可			
		内職・在宅ワーク	64時間以上かつ月収60,000円以上	6			
			64時間以上かつ月収不明	5			
			64時間未満	不可			
			夜間就労	64時間以上			6
				64時間未満			不可
	妊娠・出産	出産前3ヶ月～産後1年	8				
		育児休業取得中	6				
	保護者の疾病・障がい等	入院	疾病等により、おおむね1ヶ月以上入院している者	10			
			疾病等により、おおむね1ヶ月以上常時臥床している者	9			
		自宅療養	精神疾患により、長期加療・安静を要すると医師が診断した者	8			
1ヶ月以上安静を要すると医師が診断した者			6				
障がい (右記のいずれかを所持している場合)			種別・等級	身体障害者手帳1級・2級・療育手帳A1・精神障害者保健福祉手帳1級	10		
	身体障害者手帳3級・療育手帳A2・精神障害者保健福祉手帳2級	7					
	身体障害者手帳4級以下・療育手帳B1・B2・精神障害者保健福祉手帳3級	5					
病人の看護等	入院付添	おおむね1ヶ月以上、家族の入院付添いにあたっている者	4				
	居宅内看護	同居の家族の長期居宅療養等で常時介護にあたっている者	8				
	障がい看護	心身に障害のある家族の常時観察と介護にあたっている者	8				
	病院等への送迎	同居の家族等の病院・施設への送迎にあたっている者	4				
家屋の災害	火災・風水害・地震等による被害の復旧にあたっている者	10					
その他	求職中	日中、求職活動を行う者	4				
	就学	就学、技能習得のため、日中保育をすることができない者	7				
両親のいない家庭	死亡・行方不明・拘禁などの理由により、両親がいない家庭	20					
その他の状況 (補助指数)	兄・姉が既に市内認可保育施設を利用中で、同じ施設に弟・妹の入園申込をする場合		10				
	ひとり親世帯またはそれに準ずる世帯(別居中かつ離婚調停中)		15				
	保護者が保育士資格を有し、山鹿市内保育園等で勤務する場合		15				
	児童福祉の観点から、保育の緊急性が高く、特に優先して入所させる必要がある場合		20				
	3歳未満児のみの受け入れを行う施設を卒園する児童		20				
	きょうだい同時新規入所(転園含む)申込		5				
	市内転園 ※以下の場合、本人及びその弟妹を除く ・3歳未満児のみの受け入れを行う施設を卒園する児童 ・他校区から自校区の施設への転園を希望する3歳以上児		-3				
滞納がある世帯		-5					
				合計			

【同点時優先基準】 ※1号認定児童についても受入可能数を超えた申込みがあった場合、下記により優先順位を決定する。

適用	該当
既に山鹿市内に住民票がある世帯と住民票がない世帯とでは、既に山鹿市内に住民票がある世帯	
希望施設の所在地の小学校区に居住する場合(在籍中に居住予定の場合も含む)	
ひとり親世帯またはそれに準ずる世帯(父母が別居中かつ離婚調停中)で、祖父母と同居していない場合	
ひとり親世帯以外で、祖父母が山鹿市内に在住していない場合	
新規申込者と転園申込者とでは新規申込者(※1号を除く)	
既に就労している保護者と就労先が内定している保護者とでは、既に就労している保護者(※1号を除く)	
育休からの復職を予定している保護者で、希望施設の入所不可時、育休延長ができない場合(※1号を除く)	